

福島市における時短要請（飲食店）協力金Q & A

※ 本Q & Aは、8月26日以降の福島市内の飲食店向けです。その他市町村の飲食店については「飲食店向け全県版時短協力金Q & A」を御覧ください。

《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 今回の要請に係る法的根拠を教えてください。

- 営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく協力要請です。

2. 要請期間を教えてください。

- 要請期間は令和3年8月26日（木）午後8時～令和3年9月13（月）午前5時までとなります。

3. 要請の時間帯を教えてください。

- 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛になります。

4. 要請の対象施設を教えてください。

- 通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している飲食店です。
- 接待の有無や、酒類提供の有無にかかわらず対象となります。

5. 飲食店営業許可を持っていれば協力要請の対象施設となるのか。

- 飲食店営業許可を持っても、協力要請の対象外となる場合があります。具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。
- （1）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗

- (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (5) ネットカフェ・漫画喫茶
- (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
- (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- (8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- (10) 行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

6. ライブハウス、麻雀店、カラオケ店、日帰り入浴施設など営業の一部として飲食を客に提供している場合、協力要請の対象となるか。

- 以下の要件に該当すれば協力要請の対象となります。
 - (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している。
 - (2) 通常、午後8時から午前5時の間に営業している。
 - (3) 問1～5の協力要請の対象外施設に該当しない。
- 協力金の算定は飲食部門の売上高を用いるので、区分して計上してください。

7. 午後8時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよい。

- 営業を行っても構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後8時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

《 2 協力金について 》

1. 申請受付期間や申請方法、支払時期を教えてください。

- 要請対象期間の8月31日（火）までの分を9月1日（水）に、9月1日（水）から9月12日（日）までの分を9月13日（月）に申請の受付を開始する予定です。申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

2. 申請にはどのような書類が必要になるのか。

- 主に以下の書類を提出いただく予定です。
- ・ 交付申請書（調整中）
 - ・ 飲食店営業許可証の写し
 - ・ 店内の内観・外観写真
 - ・ 時間短縮営業の案内を掲示したことが分かる書類
 - ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していることが分かる写真（県が発行する新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカーを店舗に掲示している写真やアクリル板等を設置している写真など）

などです。詳細が固まりましたら県ホームページ等でお知らせします。

3. 協力金はいくらもらえるのか。

- 中小企業の場合は、店舗ごとの1日あたりの売上金額に応じて、3万円～10万円/日（売上高方式）、大企業または希望する中小企業の場合は、売上減少額に応じて1日あたり最大20万円/日（売上高減少方式）の範囲内で交付します。
- 1日当たりの交付単価は1,000円単位です。1日当たりの交付単価に要請対象期間（最大18日）を乗じて交付額を決定します。具体的には、以下の式により算定します。
- なお、正確な交付単価については、提出いただいた交付申請書や添付書類等を踏まえて決定しますので、目安としてお使いください。

- 売上高方式（８月分）
 - １日当たりの交付単価
＝令和元年または令和２年８月の飲食部門の売上金額
÷31日×0.4（3～10万円の範囲内）
- 売上高減少方式（８月分）
 - １日当たりの交付単価
＝（令和元年または令和２年８月の飲食部門の売上金額
－令和３年８月の飲食部門の売上金額）
÷31日×0.4（0～20万円の範囲内）
※交付上限：20万円
- 売上高方式（９月分）
 - １日当たりの交付単価
＝令和元年または令和２年９月の飲食部門の売上金額
÷30日×0.4（3～10万円の範囲内）
- 売上高減少方式（９月分）
 - １日当たりの交付単価
＝（令和元年または令和２年９月の飲食部門の売上金額
－令和３年９月の飲食部門の売上金額）
÷30日×0.4（0～20万円の範囲内）
※交付上限：20万円
- 売上高は消費税及び地方消費税を除いて計算します。

4. 準備に時間を要したため、８月２６日に間に合わず、２７日から時間短縮営業を行った場合、協力金は交付されるか。

- 令和３年８月２６日（木）午後８時から令和３年９月１３日（月）午前５時までのすべての期間において、全面的に時短要請にご協力いただけない場合は原則として交付対象外となります。（遅くとも８月３０日（月）までに時短要請に協力いただき、以降連続して協力いただいた場合には、協力金の対象とします。）

5. 通常の営業時間が午後8時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金の交付対象となるか。

○ なりません。通常、午後8時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

【協力金の対象の可否（例）】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午後6時～午後11時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午前0時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午後11時	休業	○
24時間営業	午前5時～午後8時に短縮	○
午前10時～午後5時	休業	×
午後1時～午後8時	午後6時～午後7時に短縮	×
午後1時～午後8時	休業	×

6. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されるか。

○ 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

7. 複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力金は交付されないのか。

○ 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

○ 県内の一部の店舗のみを時短営業した場合でも、営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を交付します。

○ その場合、時短営業を行った店舗ごとに交付額を決定します。

8. 8月27日オープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力金の交付対象になるか。

- なりません。協力金は、令和3年8月23日以前に営業の実態がある店舗となります。
- ただし、9月の延長分については、対象となります。

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、時短要請日より前に時短営業又は休業をしている場合には協力金の対象になりますか。

- 通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、時短要請日より前に時短営業又は休業をしている場合には対象となります。

10. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）は協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合であれば対象となります。

11. 大企業も協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合は対象となります。

12. 対象店舗を賃借していますが、協力金の交付対象となりますか。

- 自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

13. 営業時間を午後8時までに短縮し、酒類の提供時間を午後7時までにすれば、協力金は交付されますか。

- 令和3年8月26（木）午後8時から令和3年9月13日（月）午前5時までのすべての期間において、終日酒類の提供自粛を要請しており、要請に応じただけでない場合、協力金は交付されません。

14. カラオケ設備のある飲食店で、時間短縮営業をすれば、カラオケ設備を使用している場合、協力金は交付されますか。

- 令和3年8月26日（木）午後8時から令和3年9月13（月）午前5時までのすべての期間において、終日カラオケ設備の利用自粛を要請しており、要請に応じただけでない場合、協力金は交付されません。